

サーバ管理型乗車券取扱規則

2023.8.30 制定

2026.7.17 現在

(この規則の目的)

- 第1条** この規則は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）において、管理サーバ上の乗車券情報を、旅客が所有する識別情報が記録された携帯情報端末と組み合わせて利用する旅客の運送等（以下「サーバ管理型乗車」といいます。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。
- 2 前項にいう識別情報とは、2次元コードに記録された情報およびこれに関連する情報とします。

(適用範囲)

- 第2条** サーバ管理型乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。
- 2 この規則が改定された場合、改定日以降のサーバ管理型乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
- 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、当社ホームページに掲示するものとします。
- 4 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

(用語の意義)

- 第3条** この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 「当社線」とは、当社の鉄道線および軌道線をいいます。
- (2) 「携帯情報端末」とは、インターネット接続に対応したスマートフォン等の機器をいいます。
- (3) 「企画乗車券」とは、第9号に定める販売サイトにおいて当社が特別の運送条件、施設利用券等を定めて発売し、第5号に定める対応改札機で認証することができるサーバ管理型乗車の識別情報をいいます。
- (4) 「施設利用券」とは、企画乗車券に付帯し、提携施設や店舗で使用可能な商品引換券、割引券、利用券および他社線に有効な乗車券情報等をいいます。
- (5) 「対応改札機」とは、携帯情報端末から情報を読み取るための機器をいいます。
- (6) 「フリーエリア」とは、企画乗車券のうち乗車回数および途中下車に制限のない区間をいいます。

- (7) 「有効区間」とは、企画乗車券のうち同一方向に連続して1回限り乗車することができる区間をいいます。
- (8) 「管理サーバ」とは、企画乗車券の識別情報、入出場情報等を管理するサーバをいいます。
- (9) 「販売サイト」とは、当社が企画乗車券を発行するウェブサイト「Q SKIP」をいいます。
- (10) 「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。
- (11) 「他社線」とは、当社以外の運輸機関の路線をいいます。

(制限または停止)

第4条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは企画乗車券の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがあります。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を当社ホームページ、販売サイトおよび関係駅に掲示するものとします。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

(購入履歴の確認)

第5条 旅客は、企画乗車券の購入履歴を販売サイトにおいて確認することができます。

- 2 前項の購入履歴は、最終購入日から1年分まで表示するものとします。

(購入方法および決済手段)

第6条 企画乗車券は、旅客が販売サイトに登録した当社で決済できるクレジットカード等により購入するものとし、支払い方法は一括払いに限るものとします。

- 2 企画乗車券を購入する旅客は、自ら当該企画乗車券を使用するか否かにかかわらず、次に掲げる購入方法から選択することができます。
 - (1) 最大4人（購入する旅客が企画乗車券を使用する場合は最大3人）の旅客が乗車できる企画乗車券を購入する方法。
 - (2) 最大4人の旅客に対し、種類の異なる企画乗車券を購入する方法。

(販売サイトの取扱時間)

第7条 販売サイトの取扱時間は、0時00分から23時59分までとします。ただし、メンテナンス時間を除きます。なお、取扱い時間は予告なく変更することがあります。

(免責事項)

第8条 この規則に定めのない、企画乗車券を使用したサービス（当社が提供するものを除きます。）に関して生じた旅客の損害等について、当社はその責めを負いません。

- 2 旅客が、企画乗車券を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等に起因する損害等について、当社はその責めを負いません。
- 3 携帯情報端末等による販売サイトへの接続に伴う通信費用等は、旅客が負担するものとします。

(旅客の同意)

第 9 条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第 10 条** 旅客の運送等の契約は、旅客が販売サイトにおいて会員登録後に購入の申し込みを行い、当社が承諾し企画乗車券の情報等を旅客へ返信をした時に成立します。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の返信がされなかった場合でも、当社よる返信はされたものとみなし、旅客は販売サイトにおいて当該企画乗車券の購入を確認するものとします。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(目的および使用方法)

- 第 11 条** 企画乗車券は、フリーエリアまたは有効区間を乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 使用開始操作を行った携帯情報端末に企画乗車券を表示し、入場および出場の都度、対応改札機で改札を受けなければなりません。ただし、対応改札機の未設置、故障、停電またはシステム障害等により対応改札機による改札を受けることができない場合は、係員へ呈示することにより改札を受けるものとします。ただし、こどもの国線では入場時または出場時の改札を省略することがあります。また、世田谷線では入場または乗車時の対応改札機による乗車処理、もしくは係員による改札のみ行います。
 - (2) 前号で定める、係員への呈示による改札を受けた場合、次回の改札時に発駅情報の消去等を行う場合があります。
 - (3) 出場処理のされていない企画乗車券は、対応改札機で再び入場することができません。
 - (4) 旅客の所持する携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第 1 号に規定する乗車処理ができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。
 - (5) 有効な企画乗車券を係員の求めに応じて携帯情報端末の画面に表示し呈示することができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。
 - (6) 企画乗車券を紛失したときは第 4 号、第 5 号に準じて取扱います。なお、企画乗車券の紛失に対し、当社は責めを負いません。

(制限事項)

第 12 条 企画乗車券による乗車においては、次に掲げる使用はできないものとします。

- (1) 当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車すること。ただし、他社線と連続した一体の企画乗車券として発売するものを除きます。この場合、他社線内における取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。
- (2) 1 回の乗車につき 2 以上の同一企画乗車券を同時に使用すること。
- (3) 企画乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (4) 企画乗車券の有効区間またはフリーエリアと他の区間に有効な乗車券等を組み合わせて、改札を受けることなくそれぞれの区間を連続して乗車すること。
- (5) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (6) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。ただし、第 15 条第 3 号の規定により名義人が同行して使用する場合を除きます。

(運賃)

第 13 条 企画乗車券の運賃は、別に定め、販売サイトに掲示するものとします。

(企画乗車券の変更・払いもどし)

第 14 条 旅客は、購入した企画乗車券を変更することはできません。

- 2 使用開始後の企画乗車券を払いもどすことはできません。使用開始前の企画乗車券は、販売サイトに定める条件・方法により旅客自身の操作で払いもどしを行うものとします。

(効力)

第 15 条 企画乗車券の効力は、第 11 条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フリーエリアは企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。
フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受します。
- (2) 有効区間の効力は企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。
有効区間外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受します。
- (3) 第 6 条の 2 の規定により購入した企画乗車券を使用する場合、購入時に指定された人員が、企画乗車券を購入した旅客とともに改札を受け、同一行程を乗車するときに限ります。
- (4) 入場処理された企画乗車券に出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
- (5) 企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限ります。

(無効となる場合)

第 16 条 旅客が次の各号に該当するときは、企画乗車券を無効として取扱い、乗車区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する増運賃を収受します。

- (1) 企画乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。ただし、第 15 条第 3 号の規定に基づき企画乗車券を購入した旅客と同一行程を乗車する同行者が使用する場合があります。
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
- (3) この規則の定めに基づかず使用した場合。
- (4) 企画乗車券の係員による改札時に、有効な企画乗車券を携帯情報端末の画面に表示し呈示することに応じないとき。
- (5) その他不正乗車の手段として使用した場合。

2 偽造、変造または不正に作成された企画乗車券を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 17 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 266 条（乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）の規定を準用して計算します。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 18 条 企画乗車券を使用して入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客営業規則に定める当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(運行不能時の取扱い)

第 19 条 旅客は、所持する企画乗車券のフリーエリアまたは有効区間の列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則に定める他経路乗車の取扱いを請求することができます。

2 前項の取扱いを希望する場合、企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示しなければなりません。この場合、必要により発駅情報の消去処理を行います。